



令和6年2月6日
住宅局建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

令和6年2月6日付けで、国土交通大臣から国土交通大臣指定の指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いました。

また、令和6年2月5日付けで、東北地方整備局長、近畿地方整備局長及び九州地方整備局長から当該指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、確認検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

（担当者）

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築安全調査室 椎木、武田

電話：03-5253-8111

1. ビューローベリタスジャパン株式会社（国土交通大臣指定第 13 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 6 年 2 月 26 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分手由の概要】

宮城県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第 20 条に基づく同法施行令第 80 条の 3 の規定に適合しない（土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分の構造は、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならないにもかかわらず、これに適合しない）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 磯部 真誠（登録番号：第 3000746 号）

処分権者 東北地方整備局長

処分内容 業務禁止 2 月（令和 6 年 2 月 22 日から令和 6 年 4 月 21 日まで）

2. 株式会社 J 建築検査センター（国土交通大臣指定第 28 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 6 年 2 月 26 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

事由 1

兵庫県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、法第 18 条の 3 に基づく平成 19 年 6 月 20 日国土交通省告示第 835 号（確認審査等に関する指針）第 1 第 2 項第 1 号の規定により申請書等の記載事項が相互に整合していることを確かめる必要があるにもかかわらず、過失により整合していない（当該建築計画は法第 56 条第 7 項の規定が適用される建築物であるため、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 の (28) 項の (ろ) 欄に掲げる図書が申請書に添えられていなければならないにもかかわらず、当該図書のうち「道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図」が添えられていない）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

事由 2

兵庫県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、法第 18 条の 3 に基づく平成 19 年 6 月 20 日国土交通省告示第 835 号（確認審査等に関する指針）第 1 第 2 項第 1 号の規定により申請書等の記載事項が相互に整合していることを確かめる必要があるにもかかわらず、過失により整合していない（当該建築計画は法第 35 条の規定が適用される建築物のうち、同法施行令第 5 章第 6 節の規定が適用される建築物であるため、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 の (13) 項の (ろ) 欄に掲げる図書が申請書に添えられていなければならないにもかかわらず、当該図書のうち「非常用の照明設備の構造詳細図」が添えられていない）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

事由 3

兵庫県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第 40 条に基づく神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成 20 年 4 月 1 日条例第 1 号）第 37 条の規定に適合していない（老人福祉施設等の用途に供する建築物の居室には、非常用の照明装置を設けなければならないにもかかわらず、当該居室に非常用の照明装置が設けられていない）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 恵良 幹敏（登録番号：第 6995 号）

処分権者 近畿地方整備局長

処分内容 業務禁止 1 月 20 日（令和 6 年 2 月 22 日から令和 6 年 4 月 10 日まで）

3. 株式会社住宅性能評価センター（国土交通大臣指定第 14 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善

計画書を令和6年2月26日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

長崎県内4件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定に適合しない（市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないにもかかわらず、許可を受けていない）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 山本 賢二（登録番号:第9000461号）

処分権者 九州地方整備局長

処分内容 業務禁止10日（令和6年2月22日から令和6年3月2日まで）